

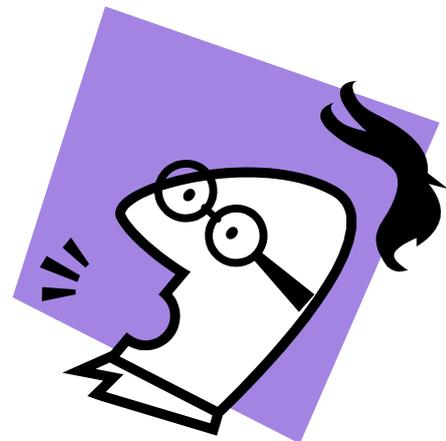
原野商法の二次被害増加！

原野商法とは・・・？

値上がりの見込みがほとんどないような山林などを将来値上がりするように偽って販売する手口です。

この手口による被害は、1970年代から80年代にかけて相次ぎ、社会問題となりました。

最近では、原野商法の二次被害による相談が急増しています。

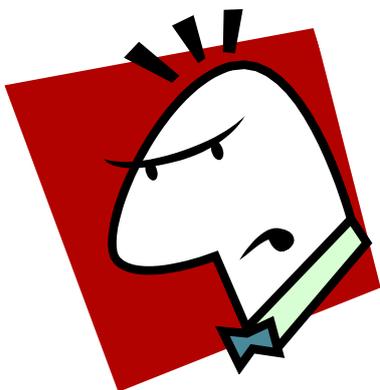


【事例】

40年程前に山奥の土地を購入した。

もう売れないだろうと諦めていたが、最近業者から「土地を売ってほしい」という電話がきた。

その後、購入希望者の「買付証明書」が届いたので信用し、契約した。売却するにあたり、「整地をした方が高く売れる」と言われ、整地代として30万円を業者に振り込んだ。振り込んだ後、業者とは連絡がとれなくなってしまった。



💡 アドバイス

次のような手口が多いので、気を付けましょう。

- ・「買付証明書」などを発行し、買い手がいるかのように偽装する
- ・「売却のため」と言い、測量サービスや整地などの契約をさせ、高額な費用を請求する

業者のセールストークを鵜呑みにせず、必要な契約であるかどうかを冷静に検討してください。1人で判断せずに家族などに相談し、慎重に契約しましょう。



太宰府市消費生活相談窓口

日時：毎週月・水・金曜日 9：30～16：00（正午～午後1時までは昼休み）

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約は必要ありません。

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

日時：毎月第3木曜日 13：00～16：00

場所：市役所2階 消費生活相談窓口

※予約が必要です。

<お問い合わせ先・相談予約申し込み先>

092-921-2121（内線438）